

議 長 日程第 8、「議案第 4 号松田町犯罪被害者等支援条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第 4 号松田町犯罪被害者等支援条例」を、別紙のとおり制定する。令和 8 年 3 月 3 日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等の支援等に関し基本理念を定め、町の責務及び事業者及び町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本事項を定めるため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、「議案第 4 号松田町犯罪被害者等支援条例」につきまして、御説明をさせていただきます。

まず本条例の制定の目的としましては、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等の支援等に関しまして基本理念を定め、町の責務並びに事業者及び町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本事項を定めるものでございます。当該支援の施策を推進し、犯罪被害者等の権利、利益の保護、及び被害の軽減や回復を図り、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的としています。

町では犯罪被害者等支援に係る町民等の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりを推進するため、松田町犯罪被害者等支援条例を制定するものでございます。

それでは議案の 2 枚目、松田町犯罪被害者等支援条例本文を御覧ください。本条例につきましては新規条例となりますので、各条ごとに御説明をさせていただきます。

第 1 条につきましては本条例の目的でございます。犯罪被害者等が受けた被害の軽減や回復、早期回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としています。

第 2 条は本条例の用語の定義を規定しています。犯罪等、犯罪被害者等、関係機関等、町民等、事業者、2 次被害について、用語の意義を規定しています。

第3条は本条の基本理念を規定しています。犯罪被害者等の尊厳を守ること、2次被害を防止すること、町全体で連携し支援すること等を規定しています。

第4条は町の責務を規定しています。犯罪被害者等の支援のための支援の種類や実施方法について、規定をしております。

第5条は町民等、第6条は事業者の役割を規定しています。それぞれ基本理念に則り、犯罪被害者等への理解や2次被害を発生させない協力を求めるよう規定をしております。

第7条は町が犯罪被害者等の相談や助言を行い、関係機関等との連携、調整を行うよう規定をしております。

第8条は、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を送るに当たり、経済的な負担を軽減するための支援金、家事や転居に要する費用の助成、法律相談やカウンセリング等の支援について規定をしております。

第9条は、町内に住所を有しない被害を受けた者に対しての支援について規定しています。

第10条は、犯罪被害者等に支援を行うことができることを規定をしております。

第11条は町民等や事業者に対しまして、犯罪被害者等に対する理解を求めるための啓発活動を規定しています。

第12条は、委任の規定を求めるものでございます。

附則でございます。施行期日です。この条例は、令和8年4月1日より施行するものでございます。なお、別紙に1月27日の全員協議会で御説明をさせていただきました参考資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となつております「議案第4号松田町犯罪被害者等支援条例」は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よつて本案は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。